

## 令和8年度 観光ガイド登録制度構築／運用体制整備事業

# 業務公募型プロポーザル指示書

### 1 事業の趣旨

本事業は、松本市における観光体験の質向上と、地域人材の多様な活躍の推進を図るため、観光ガイド登録制度(有償ガイド人材バンク)を創設し、観光客・事業者・旅行会社等からのガイド依頼に対し、ワンストップで紹介又は手配できる運用体制の構築に向けた基盤整備を行うものである。

本制度は、概ね 3 年程度を見据えた段階的な構築を前提とし、令和 8 年度は初年度として、制度設計、育成体系整理、運用体制整理等を中心に実施し、次年度以降の試行運用及び本格運用につなげることを目的とする。

令和 8 年度末においては、次年度以降の試行運用を見据え、観光ガイド登録制度の制度・運用設計(手順書に近い粒度)及びガイド育成体系・研修設計が整理され、試行運用に円滑に移行できる状態にあることを、本業務の完了とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名称

令和8年度 観光ガイド登録制度構築／運用体制整備事業業務(委託)

#### (2) 業務内容

別紙(本指示書添付)「令和 8 年度 観光ガイド登録制度構築／運用体制整備事業 業務委託仕様書(公募型プロポーザル)」のとおりとする。

### 3 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 10 日までとする。

### 4 委託料上限額

本業務に係る委託料の上限額は、1,170,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

### 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生又は再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 3 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (4) 国および地方公共団体などにおいて指名停止措置を受けていないこと。  
 ※複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが上記を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。
- (5) 本業務を的確に遂行できる体制及び実績を有すること。

## 6 企画提案を求める内容

企画提案書には、以下の事項について、具体的かつ分かりやすく記載すること。

- (1) 本業務に対する理解及び基本的な考え方
- ・本事業の目的及び背景に対する理解
  - ・観光ガイド登録制度構築に対する基本的な考え方
- (2) 業務実施手法
- ・調査・整理・制度設計の進め方
  - ・発注者との協議・意思疎通の方法
  - ・成果物のまとめ方
- (3) 先進事例・類似事例の活用方法
- ・想定する先進事例の方向性
  - ・松本市への応用における視点
- (4) 実施体制
- ・業務責任者及び実施体制
  - ・各担当者の役割分担
- (5) 業務スケジュール
- ・委託期間内における業務実施スケジュール
- (6) 本業務における独自の工夫・強み
- ・提案者ならではの工夫、強み、付加価値

## 7 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

公募日程	
企画提案の公募開始	令和 8 年4月 20 日(月)
質問受付期間	令和 8 年4月 20 日(月)～令和 8 年4月 30 日(木)正午
参加表明書提出期限	令和 8 年4月 30 日(木) 正午必着
参加資格審査及び結果通知	令和 8 年 5 月 7 日(木)予定
企画提案書提出期限	令和 8 年5月 19 日(火) 正午必着
書類審査結果通知(実施する場合)	令和 8 年5月 22 日(金)予定
プレゼンテーション審査	令和 8 年5月 27 日(水)予定
選定結果通知	令和 8 年 6 月 1 日(月)予定

※ 予定が変更となる場合がある。

## (2) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、別途定める期限(7(1)の日程による)までに、次の書類を各1部提出すること(様式任意)。

ア 参加表明書

イ 会社概要

ウ 誓約書(参加資格要件を満たす旨、虚偽記載がない旨 等)

提出要領(提出方法・提出先・提出部数等)	
提出方法	持参／郵送／電子メール
提出先(宛名)	松本観光コンベンション協会 ガイド登録制度構築事業担当
提出先(所在地)	〒390-0874 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所 1階
提出先(メールアドレス)	t.yasuda@matsumoto-tca.or.jp
提出媒体	持参および郵送は紙、電子メールは PDF データを添付

※電子メールによる提出の場合は、提出期限までに担当者が受信したものを有効とする。

## (3) 企画提案書の提出

参加資格審査の結果、参加が認められた者は、別途定める期限(7(1)の日程による)までに、次の書類を提出すること。

ア 企画提案書

イ 本業務に関する見積書

ウ 業務実施スケジュール(様式任意)

エ 業務協力予定書(共同提案を予定している場合のみ)(様式任意)

提出要領(提出方法・提出先・提出部数等)	
提出方法	持参／郵送／電子メール
提出先(宛名)	松本観光コンベンション協会 ガイド登録制度構築事業担当
提出先(所在地)	〒390-0874 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所 1階
提出先(メールアドレス)	t.yasuda@matsumoto-tca.or.jp
提出部数(紙)	正本:1部 / 副本:5部
提出書類の綴じ方・体裁	A4 縦、両面、ホチキス止め可
提出媒体(データ)	PDF 形式で電子媒体(CD、DVD 等)提出またはメール添付

※電子メールによる提出の場合は、提出期限までに担当者が受信したものを有効とする。

## (4) その他の留意事項

ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった書類は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 提出後の差替え、変更、再提出及び追加は、発注者が認める場合を除き、原則として認めない。

#### (5) 質問の受付と回答

企画提案に関し質問がある場合は、質問の要旨を簡潔に記入し、質問受付期間(7(1)の日程による)内に電子メールで提出すること。

ア 提出先電子メールアドレス:[t.yasuda@matsumoto-tca.or.jp](mailto:t.yasuda@matsumoto-tca.or.jp)

イ メールの件名は、原則として「(団体名)観光ガイド登録制度構築事業業務質問」とする。

ウ 質問への回答は、必要に応じて取りまとめのうえ、電子メールで通知する。

### 8 選定方法

「観光ガイド登録制度構築／運用体制整備事業業務企画競争審査会」の審査において、下記の評価項目及び内容に基づき総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を契約候補者として選定する。

#### (1) 技術評価(90 点満点)

評価項目		評価内容	評価点
1	事業理解度 (15 点)	本事業の目的(観光体験の質向上、人材活躍、制度の段階的構築)を正確に理解しているか	5
		松本市の観光特性、ガイド人材の現状・課題を踏まえた認識となっているか	5
		初年度(R8)の位置付けと、次年度以降へのつながりを意識した提案となっているか	5
2	提案内容の具体性・実現性 (50 点)	制度設計、運用体制整理、成果物の内容が具体的に示されているか	20
		実施手順、スケジュール、役割分担が現実的で実行可能か	20
		協会との協議・調整を前提とした進め方が整理されているか	10
3	実施体制/ 業務遂行能力 (25点)	業務責任者・担当者の配置が適切か	5
		類似業務・関連業務の実績が十分に示されているか	10
		業務管理能力(進行管理、リスク対応、調整力)が見込めるか	5
		委託期間内に確実に成果を出せる体制・経験があるか	5

#### (2) 価格評価(10 点満点)

評価内容	評価点
(最低提案見積額/当該提案見積額)×10 点	10

#### (3) 参加資格の確認

ア 参加資格については、「5 参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ 参加資格の確認結果は、別途定める期日(7(1)の日程による)までに通知する。

#### (4) 書類審査

ア 提案者数その他の状況に応じ、提出書類に基づく書類審査を実施する場合がある。

イ 書類審査を実施する場合は、その結果を別途定める期日(7(1)の日程による)までに

通知する。

(5) プレゼンテーション審査

ア 書類審査を通過した提案者(又は書類審査を実施しない場合の提案者)に対し、プレゼンテーション審査を実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大 3 名までとする。

ウ プレゼンテーションは、1 提案者あたり約 20 分(提案説明 15 分、質疑応答 5 分)を想定し、個別に行う。なお、提案者数によって時間を変更する場合がある。

エ プレゼンテーション審査においては、提出書類及びプレゼンテーションに基づき評価を行う。

オ 最低評価基準点は審査員全員の技術評価の合計点の7割とする。

カ 提案者が 1 社の場合には、最低評価基準点を超えていた場合に、契約候補者として選定する。

キ 提案者が複数名で、評価点の合計の最上位者と 2 位以下の者の採点が同点の場合には、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

(6) 委託相手方の選定及び契約について

ア 実際の業務内容は、企画提案書に基づき、双方の協議により決定するため、企画提案書の内容がそのまま契約内容となるものではない。

イ 契約候補者が「5 参加資格要件」を満たさないこととなった場合、契約を締結しないことがある。

ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、次点者と交渉する場合がある。

(7) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

ア 選定の結果は、審査終了後に提案者に対して通知する。

イ 通知方法、結果に対する質問については、書面(持参又は郵送)又は電子メール(PDF 添付)により提出すること。

9 契約に関する事項

(1) 本業務は、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定し、協議のうえ契約を締結するものとする。

(2) 実際の業務内容、実施方法等については、契約締結後、甲乙協議のうえ確定するものとする。

10 参加資格の喪失(失格)

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていないことが判明、又は、満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備又は虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 審査の公平性を害する行為があったと認められるとき

11 参加資格等についての申立て

参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その理由等について書面により求めることができる。

## 12 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

## 13 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 発注者が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を発注者が利用(必要な改変を含む)することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 14 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 本指示書及び仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議のうえ決定する。
- (4) 発注者が提示した資料は、発注者の了解なく公表、使用することができない。

## 15 問い合わせ先

問い合わせ先(担当部署等)	
担当部署	一般社団法人松本観光コンベンション協会
担当者	安田俊行、小原直樹
所在地	〒390-0874 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所 1 階
電話番号	0263-60-8489、0263-60-8468
E-mail	t.yasuda@matsumoto-tca.or.jp n.ohara@matsumoto-tca.or.jp
受付時間	平日 9:00~17:00